特定保安林の所在場所　高知県四万十市、高知市、安芸市、高岡郡越知町、土佐郡土佐町、高岡郡四万十町（以上３市３町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、室戸市、四万十市、安芸市、（以上３市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　福岡県京都郡みやこ町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、南九州市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

法　務

公証人任免

前橋地方法務局所属公証人有満俊昭は願により公証人を免ぜられた。

土屋靖之は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人有満俊昭の後任を命ぜられた。（以上九月二十五日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月７日

島根労働局長　坪田　一雄

第４号中「１時間652円」を「１時間664円」に改める。

国会議録

第 72 回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第72回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験の種類及び日時　第二種作業環境測定士試験　平成26年２月13日（木）午前10時から

２　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

３　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑸　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めて卒業した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑾において「昭和53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑽　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第１に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行令別表第１に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者